



## 相模原ゴルフクラブ利用約款

### （約款の制定と適用範囲）

第 1 条 当ゴルフ場の施設を利用される方は、会員、非会員を問わず快適で安全なプレーをお楽しみ頂くため、本約款及び当クラブの会則、規則、施行細則、理事会の決定、並びに JGA 制定のゴルフ規則に従って頂くことになります。

### （利用契約の成立）

第 2 条 当クラブの施設を利用される会員の方並びに会員が紹介して同伴される非会員の方はフロントに備えつけのサイン伝票に自署していただきます。（住所・電話番号等を含む）これにより当クラブは署名者の施設ご利用をお引き受けいたすことになります。

### （施設利用の拒否）

第 3 条 当クラブは次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りします。

- 暴力団等反社会的勢力に所属していることが判明したとき（これに準ずると認めた者を含む）
- 受付枠数が満員となりスタート時間に余裕のないとき。
- 当クラブにおいてプレーされる会員同伴のゲストの年齢は 18 歳以上の方（会員が登録された会員家族については中学生以上）に制限しています。
- プレーはプレーヤーの複数を以ってコースを使用することができるが、セルフバッグによるプレーは許可のある場合を除き禁止しております。
- 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- 利用者が公の秩序もしくは、善良な風俗に反する行為をなした場合または、なす恐れがあると認められるとき。
- 天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
- その他本約款に違反した場合、並びに当クラブの施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。

### （非会員の利用と非会員への周知徹底のお願い）

第 4 条 非会員のゴルフ場内における行為は、同伴若しくは紹介会員の行為と見做し、本約款に違反した場合は全て、同伴若しくは紹介会員が責任を負って頂きます。会員は本約款の内容を同伴若しくは紹介で利用する非会員に対して周知徹底頂くようご協力願います。

### （休場日、開場時間）

第 5 条 当クラブの休場と開場時間は所定の規程によりますが臨時的に変更することがあります。

### （危険防止）

第 6 条 ゴルフは時に大変危険な事故を伴う場合がありますので、プレーヤーは、エチケット、マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず全て自己の責任でプレーして頂きます。万一、プレー中に他のプレーヤーに損傷を与えた場合、プレーヤー自身の責任において解決して頂くこととなりますので、充分ご注意ください。特に次の事項を遵守してプレーして頂きます。

- （素振り）素振りはティイングエリア内の打席又は指定された場所以外では行わないで下さい。打順以外のプレーヤーはティイングエリアに立ち入らないで下さい。
- （距離の確認）先行組に対して、後続組のプレーヤーはキャディのアドバイスの如何にかかわらず、自己の飛距離を自分で判断して、先行組に打ち込まないよう注意して下さい。
- （キャディ及びフオアキャディの合図）キャディ及びフオアキャディの合図は、先行組が通常の飛距離より前進したと判断される合図ですが、合図があっても打者は自己の飛距離を判断して安全確認の上、打球して下さい。
- （打者の前方に出ないこと）同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対に出ないで下さい。また他のプレーヤーの打球に充分注意して打球して下さい。
- （隣接ホールへの打ち込み）隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離、飛行方向について適切に判断し、慎重に打球して下さい。万一隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図してお詫びし、邪魔にならないよう打球するとともに、自己の同伴プレーヤーにも充分気をつけ、危険のないことを確認して打球して下さい。
- （退避）後続組に対して打球させる時は、先行組のプレーヤーは後続組のプレーヤー全員が打ち終わるまで、安全な場所に退避して下さい。
- （ホールアウト後の退去）ホールアウトした後は直ちにグリーンエリアを去り、後続組の打球に注意しながら安全な場所を通り、次のホールに進んで下さい。
- （雷光・雷鳴があった場合）雷光や雷鳴がありプレー中断のサイレンが鳴ったときは、直ちにプレーを中止し、退避所等安全な場所に避難して下さい。

### （エチケット・マナーの遵守）

第 7 条 紳士・淑女の皆さん誰もが楽しいゴルフライフを過ごすことができますよう、別に定める当クラブの「エチケット・ノート」の内容に従って下さい。

### （火気使用の禁止）

第 8 条 コース内やクラブハウス内の喫煙は所定場所以外は厳禁とします。煙草の吸殻、マッチの燃え殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

### （ラウンド順路）

第 9 条 プレーヤーはそれぞれ自分がスタートしたコースを 1 ラウンドされるまでは他のコースをラウンドできませんが、1 ラウンドされた後、引き続きラウンドされる場合はプレーヤーの任意となります。

### （クラブ等の確認）

第 10 条 プレー終了後はクラブ等を点検、本数を確認して伝票にサインをして下さい。確認後のクラブ等の不足、瑕疵等について、当クラブは責任を負いません。

### （宅急便の取扱い）

第 11 条 宅急便によるゴルフバッグ、手提げバッグ、シューズケース等の取り次ぎは致しますが、お取次ぎ中の物品についての紛失、損害については、当クラブでは責任を負いません。

### （金品その他貴重品）

第 12 条 金品その他貴重品については貴重品ロッカーをご利用頂くか フロントにお預け下さい。ロッカー室、浴場、コース内等で盗難もしくは紛失等の事故があっても当クラブでは一切の責任を負いません。フロントでのお預かり品は預かり証の持参人に、預かり証と引き換えにお返し致します。預かり証を紛失した場合は速やかに届出願います。

### （ロッカー室の使用・鍵）

第 13 条 ロッカーは、使用中完全にロックされていることを確認願います。フロントでお受け取りになった鍵付きフォルダーは紛失せぬよう常時携行下さい。専用の鍵をお持ちの方はロッカー係に鍵をお預け下さい。

### （駐車場）

第 14 条 自動車は所定の場所に白線に沿って正しく駐車して下さい。駐車場での自動車の盗難、損害または自動車事故等については当クラブでは責任を負いません。

### （忘れ物）

第 15 条 忘れ物の保管期限は発見日から 6 カ月とし、その間に自己の所有物であることが証明されたときは、その方に引き渡すものとします。また保管期限を過ぎたものは当方に処分させて頂きます。

### （約款違背の場合の責任）

第 16 条 利用者がこの約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合または、利用者自身が損害の被害を受けた場合は、当クラブは一切の損害賠償等の責任を負いません。

### （損害賠償の責任）

第 17 条 利用者の故意または過失により、当クラブの施設、従業員、車両等に損害を与えた場合、その損害を賠償していただきます。

### （施設内への持込品の禁止）

第 18 条 施設内への次の品の持込は禁止します。

- 動物のペット類
- 著しく悪臭を放つもの
- 鉄砲刀剣類
- 火薬、揮発油等発火、爆発等の危険性のあるもの
- 騒音を発するもの
- その他法令で所持を禁止されているもの

### （行為の禁止）

第 19 条 施設内での次の行為は禁止します。

- 賭博、その他風紀をみだす行為
- 当クラブが許可していない物品販売、宣伝広告等の行為
- 利用者以外のコース内立入り（特別許可する場合を除く）
- 所定場所以外での携帯電話の使用
- 他人に迷惑を及ぼし、不快感を与えるハラスメント行為

### （非会員の債務の保証）

第 20 条 会員が同伴又は紹介した利用者（非会員）が当クラブに対して負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者が当クラブに与えた損害金の支払い債務については、会員は利用者の履行につき、利用者と連帯して保証して頂きます。

### （個人情報の取扱い）

第 21 条 1) 当クラブは、予約時点で電話・ファックス・電子メール等で頂いた個人情報と、プレー当日に署名簿に署名頂きました個人情報につきましては、当クラブの「個人情報に関する基本方針」に則り、安全に管理致します。  
2) 当クラブでは、ご利用頂きましたお客様に対し、当クラブのイベント情報、営業案内等を郵便、ファックス、電子メール等でご案内する場合があります。

### （本約款の変更手続き）

第 22 条 本約款は会社とクラブ理事会が協議の上これを変更することができます。

### （その他）

第 23 条 その他会則、本約款に定めのない事項はゴルフプレーの精神に則り、信義、誠実の原則に従って解決されるものとする。

### （付 則）

本約款は、2019 年 7 月 30 日から施行する。

=====



## カート利用約款（準則）

### 第 1 章 総則

#### （本約款の目的）

第 1 条 本約款は、相模原ゴルフクラブ（以下「本クラブ」という）の自走式及び電磁誘導式乗用カート（以下、自走式及び電磁誘導式乗用カートを総称して「カート」という）の利用に関する準則を定め、以て、施設利用者及び施設就業者の安全並びに施設の保全を図り、かつ施設利用の充実に期することを目的とします。

#### （本準則の遵守）

第 2 条 カートの運転者及び同乗者はカートの利用に関し、キャディ付プレー・セルフプレーにかかわらず、本準則を遵守する義務を負います。  
なお、本クラブではカード利用に際して、基本的にキャディ付きプレーとなり、カートの一切の操作はキャディが行いますので全プレーヤーは同乗者の扱いとなります。場合によって一時的なカートの移動及びセルフプレー時には操作又は運転をお願いすることがありますが、その場合、プレーヤー自身が運転者の扱いとなります。

### 第 2 章 注意事項

#### （係員の指示）

第 3 条 運転者は、カートの操作に際し、係員が指示した事項に関しては、その指示に従ってください。

#### （走行場所）

第 4 条 カートは当ゴルフ場施設内のカート用通路及びコース内のカート乗り入れが許可された指定場所を走行してください。

#### （安全操作義務）

第 5 条 運転者は、当該カートの装置を確実に操作して、周囲の状況に応じ、他の人身に対する危害、あるいは施設に対する損傷を及ぼさないよう次の事項を遵守してください。

- 操作開始の際の注意事項  
(イ) カート利用開始は、必ず係員の指示に従って行ってください。  
(ロ) カート利用の開始に際しては、必ずカート本体のスタート・ストップボタン及びリモコン、アクセル・ブレーキ等の装置が正常に作動することを確認してください。  
(ハ) 発進は、必ずカート前後の安全を確認した上で行ってください。
- 走行の際の注意事項  
(イ) 走行方法等の標示（自動停止位置、交差点注意、自走経路標示等）があるときは、これに従って操作してください。  
(ロ) カーブや起伏のある場所等を走行する場合、低速で走行し、必要に応じて、同乗者に声をかける等注意を促してください。  
(ハ) 危険運転、よそ見運転をしないでください。
- 停止等の注意事項  
(イ) 斜面その他の不安定な場所、あるいは打球が当たる可能性のある場所を避けて駐停車してください。  
(ロ) 駐車する際は、P ブレーキを確実にかけてから降車してください。
- 同乗者の注意事項  
(イ) カートの走行装置（電源、スタート・ストップボタン、ハンドル、アクセル等）には緊急時以外、手を触れないでください。  
(ロ) カートが発進及び停止する際、あるいはカートが起伏ある場所、上下勾配所、曲折した場所付近に転落等の危険を伴う場所を走行する際は、必ず把手部分（アームレスト、アシストグリップ等）に掴まってください。  
(ハ) カートの走行中は、カートから身体、衣服、用具等がはみ出さないよう留意してください。  
(ニ) カートの前後に立ったり、近づいて歩かないでください。  
(ホ) 走行中のカートの前を歩いたり、直前を横切らないでください。  
(ヘ) カートは急停止する場合がありますので、すぐ後について歩かないでください。また、停車中のカートの後ろに立つときは、後続カートが来ますので注意してください。  
(ト) カートへの乗車は定員を守ってください。

### 第 3 章 その他

#### （利用の中止）

第 6 条 プレーヤーは次の事項がある場合には、カートの運転をすることはできません。

- カートの運転技術が未熟で、適切に操作ができない場合
- 認知機能低下、酩酊等により正常な運転が困難な場合
- 電磁誘導式カートを利用する場合
- 本約款あるいはその他の規定に反する行為があったとき

#### （事故の場合の責任等）

第 7 条 1. 運転者がカートの操作に関し、故意または過失により人身に危害を及ぼし、あるいは施設（カート、その他の施設内の物品を含む）に損傷を及ぼす事故（以下「カート事故」）を生じた場合には、被害者に対し、これに生じた損害を賠償していただきます。  
2. 同乗者が、故意または過失により、カート事故を生じ、またはカート事故を誘発した場合には、当該カート事故の態様に応じ、運転者と連帯してあるいは単独にて、被害者に対し、これにより生じた損害を賠償していただきます。  
3. 運転者がカート事故の被害者となった場合において、当該運転者に本約款に反する行為があった場合には、事情に従い、その損害賠償請求の全部または一部について、過失相殺により免責されることがあります。

#### （携帯品等の管理責任）

第 8 条 運転者及び同乗者は、カートに積載したゴルフ用品、携帯品等を自らの責任で管理してください。万一、破損、紛失、盗難等が発生した場合、本クラブは責任を負いかねます。但し、本クラブに責めに帰すべき事由がある場合は、この限りではありません。

#### （本約款の改定）

第 9 条 1. 本約款は、必要に応じ本クラブ理事会の承認を経て改定することがあります。  
2. 本約款の改定は、本クラブ施設内に 1 か月以上の期間、改定事項を掲示することによって公示します。  
3. 本約款の改定の効力は、前項の公示を開始したときに生じます。